

【第3号議案】 役員報酬等規程改正の件

役員報酬等規程の改正をいたしたくお諮りします。

<改正の理由>

- 第10回定時社員総会(2020年6月13日開催)において、定款を改正し、代表理事以外に業務執行理事を置き、その者に本会の運営の実務を補佐させることで業務執行体制を補強することを決定した。代表理事以外の業務執行理事に対しても職務執行の対価を支払うことができるよう規程を改正すべきであるとする。
- 業務執行理事以外の役員についても、職務を遂行する上で、一定の対価を支払うことは、公益法人の技術的能力を向上させる点から有効と考える。
- 過去に、役員が本会主催の講座の講師を務めた場合の報酬や、使用人(例えば事務局代表)を兼務した場合の報酬を受領しているのかという問題が理事会で議論されたことがあり、その際、問題ないとの見解を当時の監事からもいただいているところ、明文化しておくことが望ましい。(規程第2条(2))
- 会員への情報開示の観点から、総会において、役員報酬の総額を示した上で、実際に個々の役員に実際に支払った金額を年度末に開示することが望ましい。
(定款第24条、規程第7条新設)

改正案	現行
<p>変更なし</p>	<p>(目的) 第1条 この規程は、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(以下「本会」という。)の定款第24条の規定に基づき役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>(定義) 第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。 (1) 役員とは、<u>定款第18条第1項に定める理事および監事</u>をいう。 (2) 役員報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行上の対価として受ける財産上の利益をいい、<u>本会との業務委託契約に基づき業務を提供した際の財産上の利益や本会の使用人として受ける財産上の利益、使用人等と並んで等しく受ける本会の通常の福利厚生は役員等報酬には含まれない。</u> (3) 常勤の役員とは、本会を主たる勤務先とし、週3日以上本会の業務に従事する役員をいう。 (4) 非常勤の役員とは、常勤役員以外の者をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。 (1) 役員とは、<u>代表理事及び正会員以外の監事</u>をいう。 (2) 役員報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行上の対価として受ける財産上の利益及び<u>退職手当</u>をいう (<u>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号</u>) (3) 常勤の役員とは、本会を主たる勤務先とし、週3日以上本会の業務に従事する役員をいう。 (4) 非常勤の役員とは、常勤役員以外の者をいう。</p>

改正案	現行
<p>(報酬の支給)</p> <p>第3条 本会は、<u>理事会の決議により、役員に対し社員総会において定める役員報酬総額の範囲内で、次のとおり役員報酬を支給することができる。</u></p> <p>(1) <u>常勤の代表理事及び業務執行理事については、月額150,000円を超えない範囲</u></p> <p>(2) <u>非常勤の代表理事及び業務執行理事については、日額10,000円を超えない範囲</u></p> <p>(3) <u>業務執行理事以外の理事については、理事会への出席の場合、日額5,000円を超えない範囲</u></p> <p>(4) <u>監事については、法に定める監査業務の場合は日額10,000円を超えない範囲。理事会への出席の場合は日額5,000円を超えない範囲</u></p>	<p>(報酬の支給)</p> <p>第3条 本会は、<u>役員に対し次のとおり役員報酬を支給する。</u></p> <p>(1) <u>常勤の代表理事の報酬は、社員総会において定める役員報酬総額の範囲内で月額150,000円を上限として理事会で決定する。</u></p> <p>(2) <u>非常勤の代表理事の報酬は、社員総会において定める役員報酬総額の範囲内で日額20,000円を上限として支給することができる。</u></p> <p>2 <u>正会員以外の監事は、社員総会において定める役員報酬総額の範囲内で日額20,000円を上限として支給することができる。</u></p>
<p>変更なし</p>	<p>(賞与等)</p> <p>第4条 本会は、役員に対し、役員賞与及び役員退職手当を支給しない。</p>
<p>(旅費交通費)</p> <p>第5条 役員には、<u>旅費交通費を支給することができる。</u></p>	<p>(通勤費)</p> <p>第5条 役員には、<u>その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。</u></p>
<p>(報酬の支給方法)</p> <p>第6条 常勤の代表理事及び業務執行理事への役員報酬等の支払い方法については、職員給与規程を準用する。</p> <p>2 前項以外の役員報酬の支払は、<u>銀行振込により支払うものとする。</u></p>	<p>(報酬の支給方法)</p> <p>第6条 常勤の代表理事への役員報酬等の支払い方法については、職員給与規程を準用する。</p> <p>2 前項以外の役員報酬の支払は、<u>理事会等への出席の都度現金で支払うものとする。</u></p>
<p>(報酬の支払いに関する開示)</p> <p>第7条 本会は、<u>社員総会において、前年度の役員報酬支払い総額及び役員別の支払金額を前年度の事業報告の中で開示するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(規程の改廃)</p> <p>第8条 この規程の改廃は、<u>社員総会の決議を経て行う。</u></p>	<p>(規程の改廃)</p> <p>第7条 この規程の改廃は、<u>社員総会の決議を経て行う。</u></p>
<p>(補 則)</p> <p>第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、<u>理事会の承認を得て、会長が別に定めるものとする。</u></p>	<p>(補 則)</p> <p>第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、<u>理事会の承認を得て、会長が別に定めるものとする。</u></p>
<p>(附 則)</p> <p>5 この規程は、<u>2021年6月12日から施行する。</u></p>	<p>(附 則)</p>